

## (第3回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年12月12日
契 約 業 者 名	協栄海事土木（株）
契約業者の住所	沖縄県浦添市伊奈武瀬1-6-8
工 事 の 名 称	令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第2次）
工 事 場 所	中城湾港泡瀬地区
工 事 種 別	港湾土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工 期 （自）	令和 7年 7月10日
工 期 （至）	令和 7年12月12日
変更前の契約金額	168,300,000円 (税込み)
変 更 金 額	40,293,000円 (税込み)
変更後の契約金額	208,593,000円 (税込み)
変 更 理 由	変更理由書のとおり。

## 変更理由書（第3回変更）

件名：令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第2次）

契約相手方：協栄海事土木株式会社

工期：令和7年7月10日～令和7年12月12日

変更理由：本工事は、上記相手と令和7年7月9日付けをもって契約締結しているが、下記理由により契約変更を行うものである。

### 1) 主要な工事材料の価格変動

令和7年8月21日付けで上記相手方より協議のあった、主要な工事材料土砂盛土（海砂）の価格変動による工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更額が確定したため。

（適用条文：工事請負契約書第26条5項）

## (第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年12月 9日
契 約 業 者 名	協栄海事土木（株）
契約業者の住所	沖縄県浦添市伊奈武瀬1-6-8
工 事 の 名 称	令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第2次）
工 事 場 所	中城湾港泡瀬地区
工 事 種 別	港湾土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工 期 （自）	令和 7年 7月 10日
工 期 （至）	令和 7年 12月 12日
変更前の契約金額	180,620,000円 (税込み)
変 更 金 額	-12,320,000円 (税込み)
変更後の契約金額	168,300,000円 (税込み)
変 更 理 由	変更理由書のとおり。

## 変更理由書（第2回変更）

件名：令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第2次）

契約相手方：協栄海事土木株式会社

工期：令和7年7月10日～令和7年12月12日

変更理由：本工事は、上記相手と令和7年7月9日付けをもって契約締結し、現在鋭意施工中であるが、下記理由により契約変更を行うものである。

1) 令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事の施工実績より盛土施工厚を $t=60\text{cm}$ に変更を行う。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

2) 沖縄県に引渡す箇所についてはバックホウ等の走行可能な地耐力必要のことからが沖縄県に引渡す区域のトラフィカビリティ確認のため土質調査の追加変更を行う。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

3) 土砂盛土・均しが完了し購入土の搬入数量が確定したので精査変更をする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

4) 盛土施工箇所の軟弱土の撤去数量が確定したので精査変更をする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

5) い護岸法面の補修が完了し数量が確定したので精査変更する。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

6) 本工事の完了に伴い快適トイレ・遠隔臨場・ICT活用施工管理に要する費用について受注者から協議があつた為、精査変更を行う。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

## (第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年10月28日
契約業者名	協栄海事土木(株)
契約業者の住所	沖縄県浦添市伊奈武瀬1-6-8
工事の名称	令和7年度中城湾港(泡瀬地区)土砂処分場整備工事(第2次)
工事場所	中城湾港泡瀬地区
工事種別	港湾土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工期(自)	令和 7年 7月10日
工期(至)	令和 7年12月12日
変更前の契約金額	180,620,000円 (税込み)
変更金額	0円 (税込み)
変更後の契約金額	180,620,000円 (税込み)
変更理由	変更理由書のとおり。

## 変更理由書（第1回変更）

件名：令和7年度中城湾港（泡瀬地区）土砂処分場整備工事（第2次）

契約相手方：協栄海事土木株式会社

工期：令和7年7月10日～令和7年10月28日

変更工期：令和7年7月10日～令和7年12月12日

変更理由：本工事は上記相手と令和7年7月9日付けをもって契約締結し、現在鋭意施工中であるが、下記理由により契約変更を行うものである。

### 記

- ① 降雨等による、い護岸築堤崩壊箇所補修の追加変更にともない、原工期内に完了することが困難であることが判明した為、工期延伸を行う。

（適用条文：工事請負契約書第19条）